

第2回 社会保障審議会医療保険部会 あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会 座席表

日時：平成25年3月26日（火）16:30～18:00
会場：中央合同庁舎第5号館 講堂（低層棟2階）

第2回 あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費 検討専門委員会 議事次第

日時：平成25年3月26日（火）
午後4時30分～
会場：中央合同庁舎第5号館 講堂（低層棟2階）

議題

- あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費の改定について
(あ-1) (あ-2)

あん摩マッサージ指圧、はりきゅう療養費検討専門委員会での各側委員の主な意見

	有識者委員	保険者代表委員	施術者代表委員
1. 改定率について		○保険料負担は限界に来ており、賃金も下がっているため、改定は引き下げの方向でお願いしたい ○協会けんばでも療養費が伸びており、高齢化だけでは療養費の伸びは説明がつかない	○療養費の伸びが高いというが、過去の水準が妥当だったのかどうか。 ○高齢化に伴い療養費が伸びていくのは必然的
2. 適正化項目について		○施術1回当たりの料金の定額化 ◆不適切な請求も後を絶たず、適正化が急務	
	往 療	○不適切な営業行為のもとに行われる訪問マッサージは適正な往療なのか疑問	○都市部で往療専門の業者が不適切な営業や不正請求を行うことによって療養費が伸びているのではないか
	長期・頻回施術	◆施術期間・施術回数に上限を設けるべき	
3. 中長期的な課題について	○再同意の際に施術者から医師に対し、施療後の患者の状態などの情報を提供すべき。	○養成施設の入学定員がコントロールできない状態に根本的な疑問を抱かざるを得ない ○医師の同意書の添付の義務化と同意書様式の詳細化により、施術継続の確認をきちんと行うべき ◆支給の対象となる疾患の明確化(はりきゅう)	○療養費の支払い方を患者がかかりやすい形にしてほしい ○例えばリウマチについて医療機関の治療と、はりきゅうの併給を認めてほしい

○:専門委員会での発言 ◆:提出資料における記載事項

1

平成23年度頻度調査について

○調査客体

全国健康保険協会管掌健康保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における
平成23年10月1か月間に行われた施術に係る療養費支給申請書

○支給申請書の抽出割合

	全国健康保険協会管掌 健 康 保 險	国民健康保険※	後期高齢者医療制度
柔道整復療養費	1/30	1/60(1/12)※	1/50
あん摩マッサージ指圧 療養費	1/1	1/5(1/1)※	1/10
はり・きゅう療養費	1/6	1/10(1/2)※	1/10

※国民健康保険については、都道府県ごとに被保険者の数のおおむね5分の1をカバーするように市区町村を選定したうえで、当該選定された市区町村において、支給申請書を抽出している。

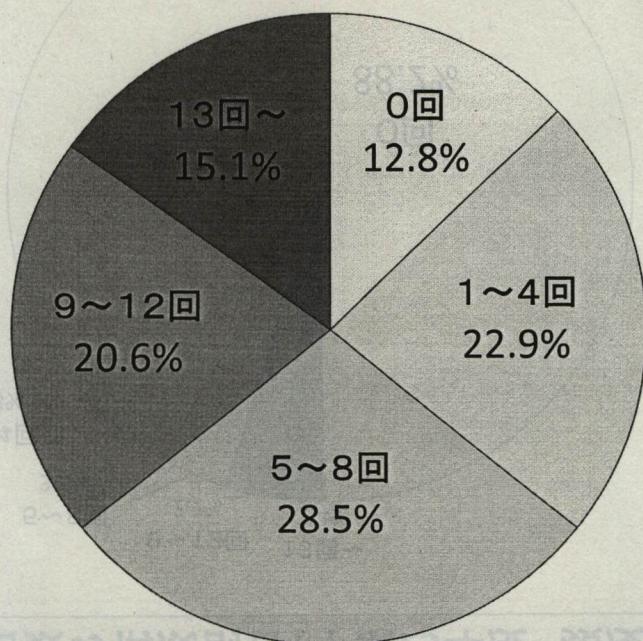
あん摩マッサージ、はり・きゅうの療養費に占める往療料の割合

	あん摩マッサージ	はり・きゅう
全国健康保険協会 管掌健康保険	61.0%	4.5%
国民健康保険	64.9%	13.7%
後期高齢者医療制度	64.8%	28.8%
合計	64.6%	19.2%

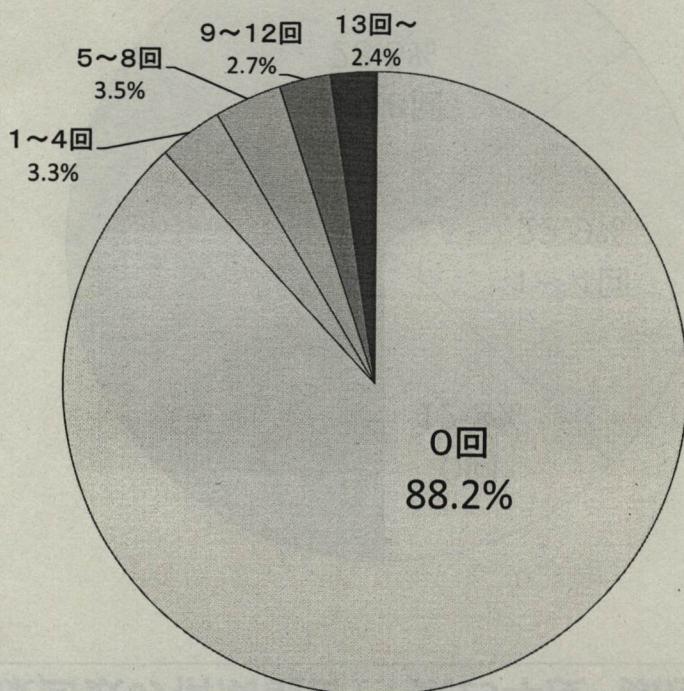
※平成23年度頻度調査より

3

あん摩マッサージ指圧療養費 往療回数の構成割合(平成23年度 頻度調査)

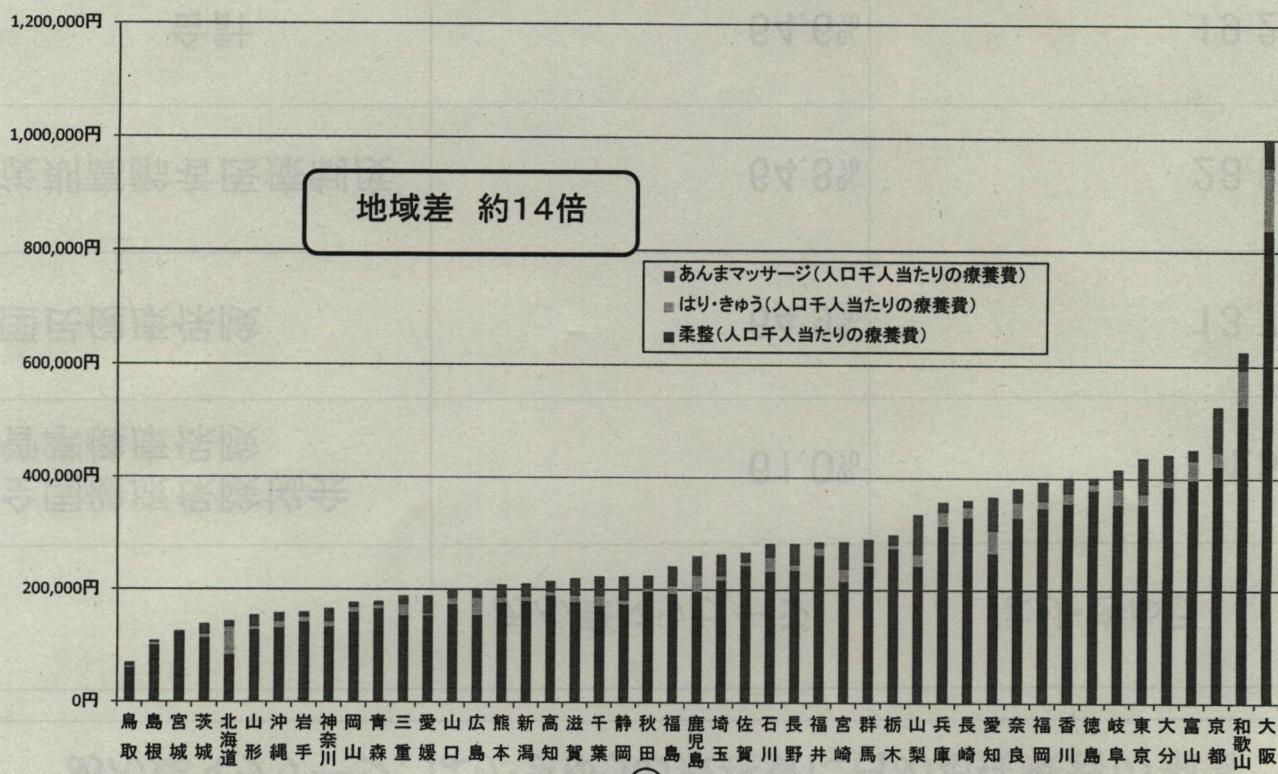


**はり・きゅう療養費
往療回数の構成割合(平成23年度 頻度調査)**



5

**柔道整復、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費(合計)
人口千人当たりの都道府県別の療養費(平成23年度 頻度調査)**



あん摩マッサージ指圧療養費の改定案について(事務局案)

1. 改定率 0.00%

(理由)

- 前回の専門委員会において、施術者側からは近年の療養費の伸びは正当なものとの主張があった一方で、保険者側からは引き下げるべきとの強い要請があったこと
- 平成24年度の診療報酬改定率が0.00%であったこと

2. 適正化すべき項目

○往療について適正化を行う

- 往療料の基本額を見直し、その適正化を図る

【現行】	【改定案】
往療料(基本額) 1,860円	→ 1,800円

3. 評価を引き上げる項目

○技術料の引き上げ

【改定案】

	現行	引上額	改定後
マッサージ	260円	10円	270円
変形徒手矯正術	535円	20円	555円
温罨法のみ	70円	5円	75円
温罨法・電気光線器具	100円	10円	110円

4. 適正化のための運用の見直し

- 患者が施術者から経済上の利益を受けて施術を受けた場合に療養費を不支給とする
- 支給申請書の基準様式に申請者の自宅郵便番号、連絡先電話番号の記載欄を設ける
- 支給申請書の基準様式に施術者登録番号又は免許番号の記載欄を設ける
- 支給申請書の基準様式に施術者住所の保健所登録区分（施術所所在地又は出張専門施術者住所地の区別）の記載欄を設ける

5. 施行期日

- 周知期間を確保する観点から、平成25年5月1日とする。

はりきゅう療養費の改定案について(事務局案)

1. 改定率 0.00%

(理由)

- 前回の専門委員会において、施術者側からは近年の療養費の伸びは正当なものとの主張があった一方で、保険者側からは引き下げるべきとの強い要請があったこと
- 平成24年度の診療報酬改定率が0.00%であったこと

2. 適正化すべき項目

○往療について適正化を行う

- 往療料の基本額を見直し、その適正化を図る

【現行】	【改定案】
往療料(基本額) 1,860円	→ 1,800円

3. 評価を引き上げる項目

○技術料の引き上げ

【改定案】

	現行	引上額	改定後
初検料(1術のみ)	1405円	105円	1510円
初検料(2術)	1455円	105円	1560円
施術料(1術のみ)	1195円	35円	1230円
施術料(2術)	1495円	5円	1500円

4. 適正化のための運用の見直し

- 患者が施術者から経済上の利益を受けて施術を受けた場合に療養費を不支給とする
- 支給申請書の基準様式に申請者の自宅郵便番号、連絡先電話番号の記載欄を設ける
- 支給申請書の基準様式に施術者登録番号又は免許番号の記載欄を設ける
- 支給申請書の基準様式に施術者住所の保健所登録区分（施術所所在地又は出張専門施術者住所地の区別）の記載欄を設ける

5. 施行期日

- 周知期間を確保する観点から、平成25年5月1日とする。

社会保障審議会医療保険部会
第2回あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会
料金改定に関する要望資料

平成25年3月26日
鍼灸マッサージ推進協議会

(公社)日本鍼灸師会
(公社)全日本鍼灸マッサージ師会
(社)日本あん摩マッサージ指圧師会
(社福)日本盲人会連合

1

料金改正の引上げの要望について

●鍼灸に係る療養費を次の通り改正されたい。

(1)初検料

①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合

1,450円(現行1,405円)

②2術(はり、きゅう併用)の場合

1,500円(現行1,455円)

(2)施術料

①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合

1回につき1,300円(現行1,195円)

②2術(はり・きゅう併用)の場合

1回につき1,600円(現行1,495円)

(3)電療料

使用した器具数に応じ30円加算

(現行は電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、30円のみの加算)

はり・きゅう療養費 料金改定要望の背景①

●理由

- はり・きゅう施術料(2術併用 1,495円)は平成12年度の料金より値下げした料金でありながら、この間我々「鍼灸マッサージ推進協議会」は施術録の整備、感染症予防対策として衛生面を特に重視し、高圧滅菌器やディスポ鍼等の使用、使用済み針や医療廃棄物の適正処理の義務化に努めてまいりました。
- また、平成24年4月における医療機器(鍼灸器具類、治療用ベッド類、電気鍼用低周波治療器、電気温灸器、電気光線機器等)、衛生材料及び消耗品(綿花、消毒用アルコール、ディスポ鍼、もぐさ等)の市場調査の結果、ここ12年間の価格に対して物価上昇が確認されています。
- そこで、今般の療養費の改定時にあたり、この義務的経費の増加が手技料金に反映した料金の改正をお願い致します。

3

はり・きゅう療養費 料金改定要望の背景②

療養費料金改正一覧表 (平成12年～平成22年)

改正時期	初回のみ	初回のみ 電療含む	初回のみ	初回のみ 電療含む	往療料金
	1術料金	1術電療	2術料金	2術電療	
平成12年	2,300円	2,330円	2,650円	2,680円	2km 1,900円
	1,200円	1,230円	1,500円	1,530円	
平成14年	2,300円	2,330円	2,650円	2,680円	1,875円
	1,170円	1,200円	1,490円	1,520円	
平成16年	2,300円	2,330円	2,650円	2,680円	1,875円
	1,190円	1,220円	1,490円	1,520円	
平成18年	2,330円	2,360円	2,680円	2,710円	1,870円
	1,190円	1,220円	1,490円	1,520円	
平成20年	2,330円	2,360円	2,680円	2,710円	1,860円
	1,195円	1,225円	1,495円	1,525円	
平成22年	※1,405円	←初検料	※1,455円	←初検料	1,860円
	1,195円	1,225円	1,495円	1,525円	

※平成22年度より新たに初検料が新設され、従来の初回料が初検料と施術料に分離された。

はり・きゅう療養費 料金改定要望の背景③

- ・電療料が4年前の料金改正に時に
①電気針②電気温灸器③電気光線器具
の3つが請求出来ることになった。
22年度以降の療養費の取扱い推計の調査時には電
療料の請求内容も併せて調査して頂くこととなつた。
その結果2種類の器具の使用が最も多かった。
- ・しかし、電療料に加算料金が無く、1～3の器具を幾つ
使用しても30円のみである。
- ・毎回の料金改定時に要望するが、加算料金を認めず
現在に至っている。
(従来の改定率は、医科の外来の1/2が原則)

5

はり・きゅう療養費 料金改定要望の背景④ (他の電療料との違い)

- ・柔整の電療料は、温罨法料75円と電気光線器具を併用した
場合30円を加算、その上、部位ごとの加算できる。
- ・マッサージの電療料は、部位数に関係なく
1回につき温罨法料70円と電療料30円の加算の100円である。
部位の加算が出来ない。
- ・鍼灸の電療料は、いくつ器具を使用しても加算が無く1回につ
き30円のみである。
- ・はり師の就業者は92,421人、きゅう師の就業者90,664人(平
成22年衛生行政報告例より)で、療養費におけるはり師きゅ
う師一人当たりの取り扱い高は年間約35万円(平成22年現
在)と、決して高額とは言えない。

料金改正の引上げの要望について

- あん摩マッサージ指圧に係る療養費を次の通り改正されたい。

・マッサージ施術料 1局所につき400円
(現行 260円)

・変形徒手矯正術 1肢につき850円
(現行 535円)

あん摩マッサージ指圧療養費 料金改定要望の背景①

●理由

- ・マッサージ術は後療施術を医師の同意を受けて行う「骨折後療」「術後拘縮後療」「温罨法」等であり。その取り扱いは整形外科分野で「医科診療報酬」の点数表上においても認証されている術式である。
- ・あん摩マッサージ指圧師の就業者は104,663人(平成22年衛生行政報告例より)で、療養費におけるあマ指師一人当たりの取り扱い高は年間50万7千円(平成22年現在)と、決して高額とは言えない。

あん摩マッサージ指圧療養費 料金改定要望の背景②

●理由

- H16年よりH22年までの間、あん摩マッサージ指圧師が多く加入している国民年金保険料は13.5%上昇しているにも関わらず、あん摩マッサージ指圧師の療養費は

マッサージ	8% (240円→260円)
変形徒手矯正術	2.8% (520円→535円)
温罨法	-12.5% (80円→70円)
温罨法(電気光線器具等)	-0.9% (110円→100円)
往療料	-0.8% (1,875円→1,860円)

と微増または引き下げとなっている。

9

あん摩マッサージ指圧療養費 料金改定要望の背景③

●理由

- 骨折・脱臼に対する施術ではあん摩マッサージ指圧師、柔道整復師ともに医師の同意が必要とされている(あマ指師の場合は同意書)にも関わらず施術料金は以下のように差異がある。
柔道整復師 骨折後療 630円(1部位)
あん摩マッサージ指圧師 260円(1局所)
- 温罨法の算定においても同じ器具を用いても、算定方法が異なる。
柔道整復師
温罨法 75円 電気光線器具等使用 30円加算
温罨法を使用した部位ごとに算定
あん摩マッサージ指圧師
温罨法 70円 電気光線器具等使用 30円加算
何部位使用しても1回のみ算定

はり・きゅう、あん摩マッサージ指圧療養費 適正化のための中期的要望①

往療について

■定期的・計画的往療制度の創設

はり・きゅう、あん摩マッサージ指圧療養費の対象となる患者は慢性病または慢性期の患者であり、本来であれば施術計画を立て定期的・計画的に施術を行う事が望ましい患者が大半です。

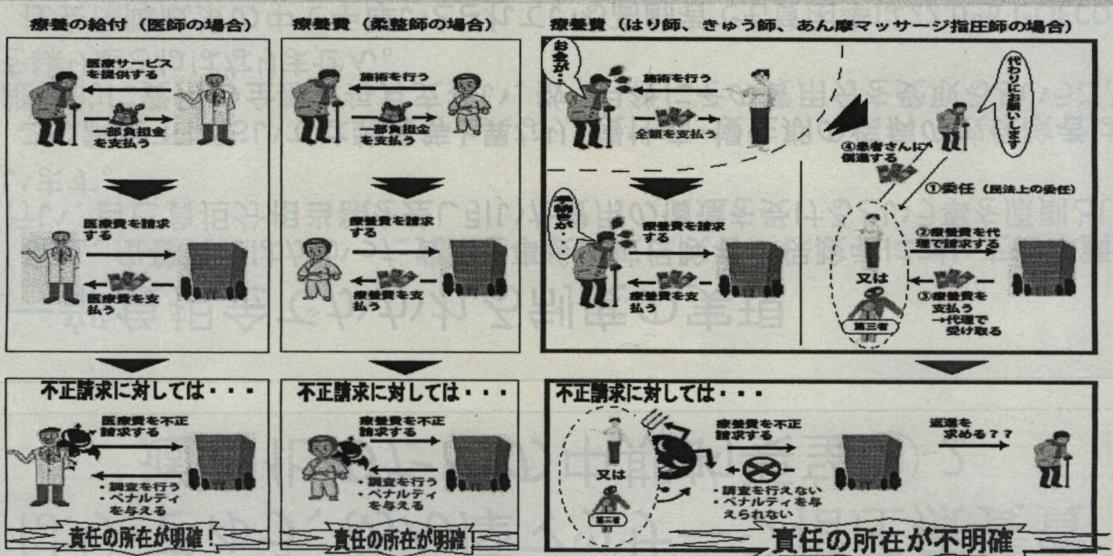
しかしながら、現制度下では「患家の求めに応じて」往療を行う事が求められており、いたずらに療養費の請求総額を押し上げる要因にもなりかねません。

従って我々は「定期的・計画的往療制度」を創設していただくことが療養費の適正化につながると考え、この制度創設を要望いたします。

はり・きゅう、あん摩マッサージ指圧療養費 適正化のための中期的要望②-1

療養費の取り扱い全般について

■一部負担金でかかる制度の実現



はり・きゅう、あん摩マッサージ指圧療養費 適正化のための中期的要望②-2

■一部負担金でかかる制度の実現

現在、療養費ではかかった費用を事後に被保険者が保険者に対し支給申請を行い、自己負担分相当額を差し引いた費用の償還を受けるという事を原則としています。

この制度下においては装具等と異なり、慢性病・慢性期の疾病的被保険者は継続的に費用の全額を毎月支払い、数ヶ月後にその費用分を受取るということを繰り返さねばなりません。

社会保障政策の中で手厚いとされている高齢者でも貧困率は22.0%でOECD諸国平均の13%を大きく上回る高水準で、毎月の一時支払い負担は非常に大きなものとなっています。

また多くの保険者で認められている「代理受領」制度も複雑な請求事務の被保険者の負担軽減という意味では非常に役に立ってはいるが、施術証明者、請求者、受取代理人者と複数の人間が関与することから、その責任の所在が曖昧であり、不正請求を助長する温床になりかねない問題を抱えています。

そこで①被保険者の一時的経済負担の軽減、②請求事務において不正請求等があった場合の責任の所在の明確化、を同時に達成するために、この制度の実現を要望いたします。

13

はり・きゅう、あん摩マッサージ指圧療養費 適正化のための中期的要望②-2

今回の二つの要望事項は、我々「はり師」「きゅう師」「あん摩マッサージ指圧師」を厳しく規制する可能性のある要望です。

しかしながら、はり師・きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の資質を高め、国民の療養費に対する利便性を高め、療養費の不正な支給を抑制するという公益性を鑑みて、この要望を提出させていただきました。

どうか、鍼灸マッサージ施術が国家国民の利益に違う業とするために実現をお願いいたします。